

学校法人ソニー学園 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ソニー学園（以下「法人」という。）及び湘北短期大学（以下「大学」という。）が有する情報の公開に関して必要な事項を定めるもので、法人及び大学の運営並びに大学の教育研究等における社会的説明責任を果たすことにより、公正かつ透明性の高い法人及び大学の運営を推進し、併せて大学の教育研究の質向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公開」とは、法人及び大学が保有する情報を自主的に公表することをいう。

(情報の公開)

第3条 法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて公開する。

(1) 法人及び大学の基本情報

- ①寄附行為
- ②建学の精神
- ③法人及び大学の沿革
- ④法人組織
- ⑤役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除いたもの）
- ⑥役員報酬規則
- ⑦ガバナンス・コード

(2) 法人の経営及び財務に関する情報

- ①事業計画書
- ②事業報告書
- ③財産目録（又はその概要）
- ④貸借対照表（又はその概要）
- ⑤収支計算書（又はその概要）
- ⑥監事の監査報告書
- ⑦中期的な計画

(3) 大学の教育研究活動に関する情報

- ①学則
- ②教育研究上の目的
- ③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ④教育研究上の基本組織
- ⑤教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

- ⑥入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者及び就職者数及び就職等の状況
 - ⑦授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
 - ⑧学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準
 - ⑨校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
 - ⑩授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
 - ⑪大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ⑫教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- (4) 大学の評価に関する情報
- ①自己点検・評価報告書
 - ②文部科学大臣の認証を受けたもの（認証評価機関）による評価結果
- (5) コンプライアンス及び社会的責任に関する情報
- ①情報公開規程
 - ②個人情報保護に関するポリシー
 - ③情報セキュリティポリシー
 - ④ハラスメント防止等に関する情報
 - ⑤公益通報に関する情報
 - ⑥研究不正防止に関する情報
- (6) その他の情報
- ①法令により公表しなければならない情報
 - ②前各号に定める情報のほか、積極的な情報公開が必要と認められる情報
- 2 法人は、前項第2号に掲げる財務書類等の公開にあたっては、財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成するなど、一般の人にも理解が得られるよう工夫等を行うものとする。

(閲覧)

第4条 法人は、第三者から閲覧請求を受けた場合には、私立学校法第33条の2、第47条第2項及び第3項並びに学校法人ソニー学園寄附行為第34条第2項及び第3項の規定に基づき、法人の事務所に備えた書類を閲覧に供する。ただし、閲覧に供しないことについて正当な理由がある場合はこの限りでないものとする。

2 前項の閲覧に供する書類は、作成から5年以内の次の書類とする。

- (1) 寄附行為
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 事業報告書
- (6) 監査報告書
- (7) 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）

(8) 役員報酬規則

(閲覧の場所・時間)

第5条 前条の閲覧請求に関する窓口は、次のとおりとする。

神奈川県厚木市温水字長久保428番地

学校法人ソニー学園湘北短期大学 財務部 会計課

2 閲覧は、前項の窓口が指定する場所で、土曜日、日曜日及び法人が定める休業日を除く日の午前9時30分から午後4時30分までの間に行うものとする。ただし、法人又は大学の業務に支障がある場合は、閲覧日時を指定する場合がある。

(閲覧の申請手続き等)

第6条 第4条の書類の閲覧を請求する者は、別紙様式（閲覧申請書）に住所、氏名、閲覧を請求する書類、その他必要な事項を記入のうえ、前条の窓口提出しなければならない。なお、閲覧請求者には、本人を確認できる書類の提示を求めるものとする。

(閲覧の拒否)

第7条 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧申請を拒否できるものとする。

- (1) 第4条の規定に依らない閲覧申請があったとき
- (2) 個人情報が含まれているとき
- (3) 法人を誹謗中傷することを目的とすることが明らかな場合等、開示することが適当でない判断する正当な理由があるとき

(禁止行為)

第8条 閲覧する者は、書類を汚損し若しくは毀損し、又は定められた閲覧場所以外に持ち出してはならない。

2 閲覧する者は、当該書類を複写、撮影等してはならない。

(閲覧の停止または禁止)

第9条 法人は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき
- (2) 担当者の指示に従わないとき
- (3) 法人及び大学及びその関係者に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4) その他、この規程に違反したとき

(非公開情報)

第10条 法人は、次の各号に定める情報については公開しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより個人の権利、利益を侵害するおそれがある情報。
但し、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、身体又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 法人の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって当該個人の権利、利益を侵害するおそれのないもの。
- (3) 学外の法人その他の団体等（以下「団体等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該団体等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
- (4) 法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(その他必要な事項)

第11条 情報公開について、この規程に定めのない場合であって、法令又は法人若しくは大学の規程に定めのある場合は、当該法令又は規程の定めによるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て理事長が決定する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「学校法人ソニー学園財務情報開示・公開規程」は、2020年3月31日をもって廃止する。